

## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

深谷市長 あて

年 月 日

深谷市税条例第46条の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)													
フリガナ													
名称 (氏名)													
代表者 職氏名									電話番号	-	-		
法人番号													(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号									※市町村ごとに 異なります	担当者	(氏名)		
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由： )												

関与税理士	(連絡先)
-------	-------

(書類提出先) 深谷市役所市民税課市民税係特別徴収担当 〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

### 【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。  
※給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限  
 ◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで  
 ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

※10日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、翌日以降の直近の金融機関営業日が納期限となります。

(きりとり線)